

お客さま各位

株式会社近鉄百貨店

「近鉄グループ商品券ご利用約款」一部改定のお知らせ

この度、2022年11月1日より、以下のとおり「近鉄グループ商品券ご利用約款」を一部改定いたします。お客様におかれましては、引き続き近鉄グループ商品券をご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

ご利用約款改正	旧・ご利用約款
<p>第1条（約款の趣旨） （現行どおり）</p>	<p>第1条（約款の趣旨） 「近鉄グループ商品券ご利用のしおり」（以下「ご利用のしおり」といいます。）に記載された近鉄グループ各社（以下「取扱店」といいます。）は、商品券記載の発行元である株式会社近鉄百貨店（以下「発行元」といいます。）の発行する近鉄グループ商品券（以下「商品券」といいます。）を、この約款にしたがって取り扱うものとし、商品券の所持者（以下「お客様」といいます。）は、この約款によりお取引をしていただきます。</p>
<p>第2条（商品券が利用できる場合） （現行どおり）</p>	<p>第2条（商品券が利用できる場合） ①お客様は、商品券を「ご利用のしおり」に記載された取扱店で商品を購入し、またはサービスの提供を受ける際に、券面記載の金額で代金のお支払いにご利用いただけます。ただし、商品券、全国百貨店共通商品券、ギフトカード、印紙、切手、ハガキその他取扱店が商品券の利用ができないものとして指定した商品等の代金のお支払いには、ご利用いただけません。 ②商品券をご利用になれる取扱店は、商品券の発行および取扱いに関する契約の新規締結や終了等によって、増減することがあります。</p>
<p>第3条（商品券が利用できない場合） 次の場合には、商品券をご利用いただくことはできません。 1 商品券が偽造、変造されたものであるとき。 2 お客様が商品券を違法に取得したとき、または違法に取得された商品券であることを知りながらもしくは知ることができる状況で取得したとき。 3 商品券が使用済みと認められる状態のとき。 4 商品券の破損その他の事由により証券番号の照合ができないとき、商品券が毀損したとき。</p>	<p>第3条（商品券が利用できない場合） 次の場合には、商品券をご利用いただくことはできません。 1 商品券が偽造、変造されたものであるとき。 2 お客様が商品券を違法に取得したとき、または違法に取得された商品券であることを知りながらもしくは知ることができる状況で取得したとき。 3 商品券が使用済みと認められる状態のとき。 4 商品券の破損その他の事由により証券番号の照合ができないとき、または商品券の3分の1以上が滅失しているとき。</p>
<p>（削除）</p>	<p>第4条（商品券の再交付をする場合） 第3条第4号の場合において、発行元が、当該商品券が偽造または変造されたものでないことおよび未使用のものであることを確認でき、かつ、商品券の滅失の範囲が2分の1未満のときは、お客様は、発行元が定める方法でその商品券をご提出いただくことにより、手数料をご負担いただいたうえ、発行元において商品券の再交付を受けることができます。また、再交付の対象となる商品券の券面額が、再交付を受けられる時に発行元が発行している商品券の最低券面額を下回る場合には、商品券の再交付に代えて、再交付の対象となる商品券の券面額と同額を現金で返還いたします。</p>
<p>第4条（商品券が毀損した場合等） ①商品券が毀損、破損または汚損した場合であっても、商品券の再交付はいたしませんので、ご了承ください。 ②商品券の盗難、紛失または滅失によって生じた損失について、発行元はその責めを負いません。</p>	<p>第5条（商品券を再交付をしない場合） お客様が商品券を盗まれたまたは紛失された場合等には、発行元は、商品券の再交付をいたしません。</p>
<p>第5条（取扱店との関係） （現行どおり）</p>	<p>第6条（取扱店との関係） お客様が商品券をご利用された際、万一、商品またはサービスの取引について、返品、瑕疵その他の問題が生じた場合には、商品券をご利用された当該取扱店との間で解決をしていただくものとします。</p>
<p>第6条（換金の禁止） 商品券は、返品および現金との引換えはできません。</p>	<p>第7条（換金の禁止） 商品券は、現金との引換えはできません。</p>
<p>第7条（取扱いの変更） （現行どおり）</p>	<p>第8条（取扱いの変更） 商品券の取扱いについて、この約款を変更する場合には、一定の予告期間を置いて周知の方法をとるものとし、予告期間経過後は変更後の約款を適用いたします。</p>